

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

様

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、通称使用、事実婚などによる不利益・不都合を強いられる人々が多く存在します。戦後に家制度は廃止され、新憲法のもとで妻と夫は「平等」となりましたが、婚姻の際、約 95% の女性が姓を変えているという実態が続いています。2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会の日本に対する審査がスイス・ジュネーブの国連欧州本部で行われ、2003 年、09 年、16 年に続き、選択的夫婦別姓制度の導入の必要性が指摘されました。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、多くの国が男女平等を定める憲法に違反するとして法改正を進めてきています。姓の選択権を本人が持っていることはジェンダー平等の社会を実現する上で必要なことであるという認識が、国際的にも共通していることが分かります。

世論調査を重ねるごとに夫婦別姓に賛成する割合は増えてきており、5 月の NHK 調査では全体の 62% が賛成、60 代以下の年代はいずれも 70% 以上が賛成という世論の変化が見て取れる結果が出ています。2021 年の衆議院法務委員会においては、仮に選択的夫婦別姓制度が導入されても戸籍制度との両立が可能であること、機能や重要性は変わらないことを法務大臣が答弁されており、世論に基づいた法制化が可能であることを示しています。

重要なのは、多様な価値観が受け入れられて選択肢に反映され、その選択肢が平等に与えられていることであり、変化の激しい社会の中で、世代を問わず誰もがその地域で生き生きと暮らすためには、多様な家族の在り方を法のもとで保障することこそ、持続可能な地域社会を築く大きなステップとして今まさに必要とされています。

よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会を実現し、全ての人が尊重される社会を作るためにも、選択的夫婦別姓を法制化することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。